

知っておきたい

成年後見制度って
なんだろう？

成年後見制度

のご案内



成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力を失ったり衰えたりした方々は、自分の財産管理や生活にかかわる契約を行うことが困難であったり、悪徳商法の被害にあったりするおそれがあります。

成年後見制度は、このような方々が安心して暮らせるように、後見人等（保佐人・補助人含む）が、ご本人の財産管理や身上監護などを行い、生活を支援・保護する制度です。



社会保険労務士としての取り組み

少子高齢化社会が急速に進展していく中で、認知症高齢者や単身高齢者世帯が増加し、成年後見制度においては、親族後見人の選任比率が年々減少する一方、専門的知見を持った専門職後見人に対するニーズが高まっています。

私たち社会保険労務士は、年金、医療、介護を中心に社会保険制度全般にかかわる国家資格の専門職です。

成年後見制度においても、社会保険労務士として有する他の士業にはない知見を活かし、被後見人等（被保佐人・被補助人含む）の財産を適正に管理するとともに、ご本人らしい生活が送れるように支援いたします。

一般社団法人社労士成年後見センターわかやまは、高齢者はもとより知的障がい、精神障がいのご子息を持つ親御さんへのサポートにも力を入れております。



サポート体制 ▶▶▶ 全国社会保険労務士会連合会は、成年後見制度への取り組みを、士業の果たすべき社会貢献活動として位置付け、積極的にサポートしています。



一般社団法人 社労士成年後見センターわかやま

●社会保険労務士が成年後見人となるメリット●

1 年金制度に精通しています

成年後見制度の対象となる方々は、年金を受給できることが多く、年金は生活の糧となる重要なものです。年金制度に精通した社会保険労務士であるからこそ老齢、遺族、障害年金等の裁定請求等の諸手続きは言うまでもなく、年金の加入記録をチェックし、年金の加入記録漏れや受給漏れ年金の発掘等の対応ができます。



2 介護保険・医療保険の手続きを通し権利を擁護します



成年後見等の申立ての動機として挙げられている「介護保険の契約のため（施設入所のため）」は、その件数が1万件を超え、申立て件数全体の約2割を占めるまでに至っております。社会保険労務士は、その専門性を活かし介護保険サービスや医療保険の諸手続きを通し、被後見人等の権利擁護に貢献します。

※ 最高裁判所 成年後見関係事件の概況（平成25年1月～12月）
<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken>

成年後見人養成研修の実施・賠償責任保険への加入

- 成年後見人の養成及び資質の向上のため、成年後見に必要な倫理、知識、技能の習得を目的とした成年後見人養成研修を実施しています。また、継続的な能力担保のために一定の期間ごとに更新研修の受講を義務付けています。
- 不測の事態に備え、家庭裁判所へ提出する成年後見人候補者名簿への登載者については、成年後見業務担保保険に加入することを義務付けています。
- 個人での受託と共にセンター法人としての受託にも取り組んでおります。

■ お問い合わせ先

一般社団法人 社労士成年後見センターわかやま
☎073-425-6584
〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号
(和歌山県社会保険労務士会内)